

二級小型船舶操縦士(湖川小出力限定)試験について

小型船舶操縦士試験機関
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

一般的な注意事項

- 1 集合時刻には遅れないようにしてください。遅刻しますと受験できない場合があります。
- 2 試験中、次の事項に該当するときは、試験が途中であっても試験を中止することがあります。
 - (1) 試験員の指示に従わないとき。
 - (2) 不正行為と疑わしき行動があったとき。
 - (3) 受験者の心身の状態により、試験続行が困難であると試験員が判断したとき。
- 3 試験中の私語、喫煙は禁止します。飲食はご遠慮ください。また、待機中であっても、試験会場では静粛にし、私語は慎んでください。
- 4 身体検査、学科試験、実技試験それぞれの試験の都度、受験票の写真により本人確認を行いますので、試験の際には必ず**受験票**を持参してください。試験中は受験番号で呼びます。
- 5 合格発表等について
 - (1) 合格発表は受験番号で行います。身体検査の合格発表は、試験会場で口頭にて行います。学科試験及び実技試験の合格発表は、合格発表日時に、試験機関の各事務所にて行います。また、試験機関のホームページ(<http://www.jmra.or.jp/>)でも、合格発表速報を確認することができます。
 - (2) 合格の有効期間は、身体検査が1年、学科試験、実技試験は2年です。再受験する場合は、有効期間内の試験が省略となります。
 - (3) 身体検査、学科試験、実技試験のすべてに合格した方には、操縦試験合格証明書を発行します。操縦試験合格証明書の有効期間は1年ですので、必ず1年以内に免許申請を行ってください。

身体検査について

- 1 身体検査は視力、色覚、聴力及び疾病並びに身体機能の障害の有無について検査を行います。眼鏡等が必要な方は必ず持参してください。
- 2 合格基準
 - (1) 視力：両眼とも0.5以上であること。(矯正も可)
 - (2) 色覚：夜間において船舶の灯火の色を識別できること。
 - (3) 聴力：5メートルの距離で話声語が聞こえること。(補聴器の使用可)
 - (4) 疾病及び身体機能の障害の有無：疾病又は身体機能の障害があっても、軽症で業務に支障をきたさないと認められること。
上記基準を満たすことに不安のある場合は、事前にご相談ください。身体適性相談コーナーで所定の検査を行い、検査基準を満たせば、身体検査合格となります。ただし操縦免許に条件が付く場合があります。
- 3 身体検査に合格しない場合は、学科試験及び実技試験は受験できません。

学科試験について

- 1 受験科目と試験時間
学科試験には、小型船舶操縦者の心得及び遵守事項、交通の方法、運航があり、試験時間は、30分です。ただし、既に特殊小型船舶操縦士免許を受有している方や海技士(航海)の資格をお持ちの方は、一部の受験科目が免除され、試験時間も短縮されます。

2 配点と合格基準

	小型船舶操縦者の心得及び遵守事項	交通の方法	運航	合計
科目別の配点	100点	80点	120点	300点
合格基準 (全て満たすこと)	10問中5問以上	8問中4問以上	12問中6問以上	30問中20問以上

3 受験上の注意事項

- (1) 鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムを各自で準備してください。試験中の貸し借りは禁止します。
- (2) 通信や計算など特殊な機能を備える機器は一切使用できません。また、携帯電話を時計がわりに使用することはできません。音が鳴らない状態にして、学科試験の説明開始前までにしまっておいてください。
- (3) 退室した時点で学科試験は終了となります。

実技試験について

- 1 実技試験は、全長4～6メートル程度の船体に出力15kW未満の船外機を搭載した試験船を使用して、原則として受験者2人に対し試験員1人で実施します。受験者1人に対する試験時間は、概ね10分です。

2 配点と合格基準

	小型船舶の取扱い	操縦	合計
科目別の配点	60点	240点	300点

合格基準：成績の合計が配点合計の70%以上であること

3 受験上の注意事項

- (1) 服装は雨や波しぶきで濡れても良いもの、靴は底が滑りにくいものを着用してください。サンダル履き(かかとが固定できるものは可)は、ご遠慮ください。
- (2) 気象、海象等の影響により、試験を安全に実施できないと判断した場合は、試験を中止することがあります。
- (3) 乗船時、貴重品類は、身に付けるか小さな鞆等にまとめて試験船に持ち込んでもかまいません。ただし、紛失や盗難、汚損等についての責任は試験機関では負いかねます。また、大きな荷物の持ち込みはご遠慮ください。

4 実技試験中の注意事項

- (1) 指示された項目が終わりましたら、その都度、試験員に知らせてください。
- (2) 試験員からの指示や質問が聞き取れない場合には、遠慮なく聞き返してください。
- (3) 小型船舶の取扱いに関する試験には時間制限(時間は下記実技試験の概要参照)があります。実施途中であっても打ち切ることがあります。
- (4) 操縦中は、他船の動静や水面の状況等にも十分注意し、安全航行に努めてください。
- (5) 安全を確保するため、試験員が急にハンドルやリモコンレバーに手を触れることがあります。

5 操縦装置の確認について

操縦の試験を行う前に、試験員の指示により、試験船の操縦装置を確認する時間があります(この間は採点の対象とはなりません)。前進、中立、後進のクラッチ操作やハンドル操作を行うことによって操縦装置の感覚をつかんでください。

6 速力の指示方法について

「低速」や「高速状態」などの言葉で指示します。「低速」や「高速状態」の詳細は試験前に説明します。

7 実技試験の概要

(1) 小型船舶の取扱い

- 1) **発航前の点検**：指示された箇所についての点検を行います。船体、エンジンから、2箇所ずつ点検箇所を選択して指示します。(点検箇所は裏面参照) (1分)
- 2) **機関運転**：エンジンの始動・停止を行います。 (30秒)
- 3) **解らん・係留**：離岸の前に解らん作業、着岸の後に係留作業を行います。 (各1分)
- 4) **結索**：巻き結び、もやい結び、いかり結び、クリート止めから1つ選択して指示します。 (30秒)

(2) 操縦

1) **安全確認**：航行中は、常に適切な見張りを行い、周囲の状況や自船の状態の把握に努めましょう。また、発進停止や増減速、変針等、今までの状態とは異なる動作をとる前には、あらためて十分な安全確認を行う必要があります。とりわけ、最初の発進と離岸を開始する前には、船尾(プロペラ)付近に人や障害物がないか、船尾(プロペラ)付近が確実に見える位置から安全を確認してください。

2) **発進・直進・停止**：指示された目標に向かって指定された速力で直進します。

3) **変針(旋回)**：高速状態で直進中に、指示された変針目標に向かって、高速状態を保ったままの速力で変針します。
変針終了後は、次の指示があるまで目標に向かって直進を続けてください。なお、顕著な変針目標を設定できない水域では、変針角度(45度、90度、180度等)で指示する場合があります。

4) **人命救助**：航行中に要救助者を発見したという想定で、要救助者に見立てたブイを使用して人命救助を行います。
試験員がブイの位置を知らせますので、必要に応じてポートフックなどの救助準備をしてから救助に向かってください。その際、救助する舷を試験員に伝えてください。ブイの船内への収容は、操縦者自身が行ってください。必要に応じて、後進を使用してもかまいません。もし宣言した救助舷と反対側の舷にブイが来てしまっても、放置せずに収容してください。
救助に失敗した場合は、直ちに再救助に向かってください。ブイを見失った場合、プロペラが回転している状態で収容した場合、ブイを行き過ぎて後進で戻って収容した場合、ブイに激しく接触した場合は救助失敗と見なします。
実際に救助活動を行う場合には、要救助者に向けて救命浮環など浮力となるものを投げ与え、船内に収容する際には、安全確保のためエンジンを停止します。

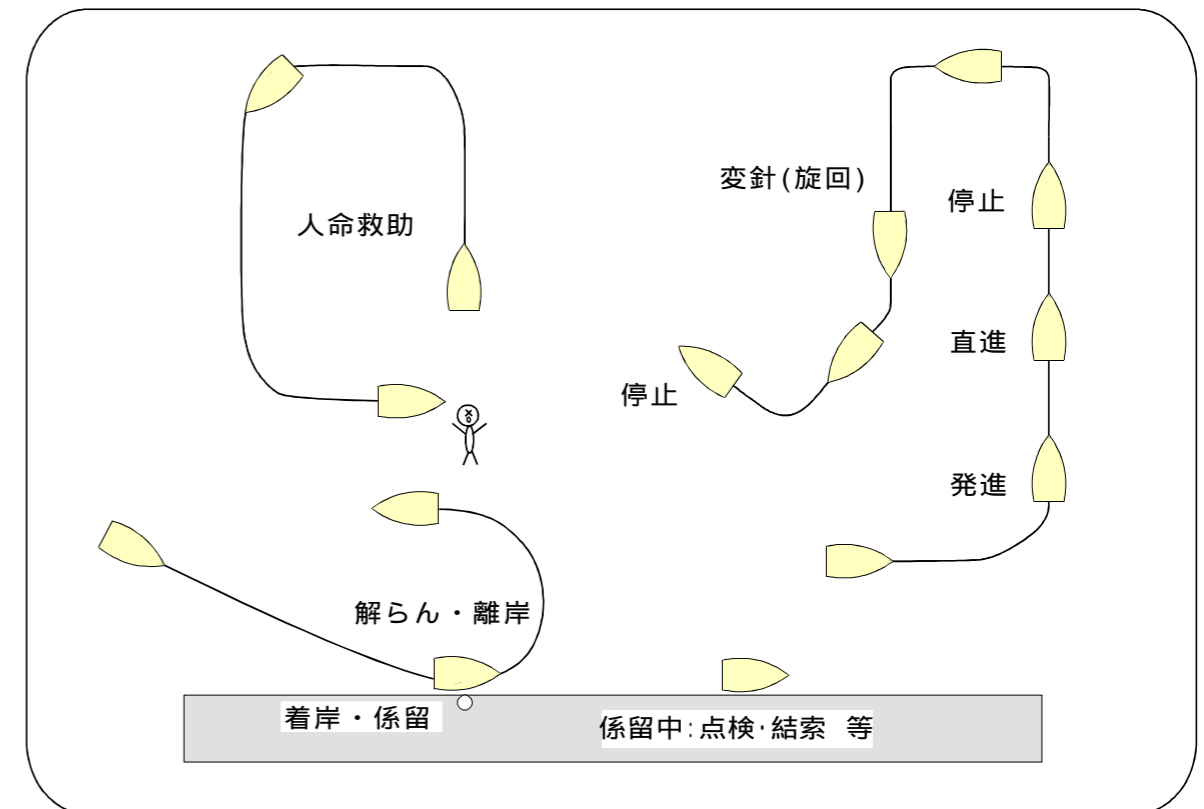
5) **離岸**：棧橋等において、解らん直後の状態にある船舶を、出航する体勢をとることができる安全な水域まで離岸させます。棧橋を押すなどの作業は、操縦者自身が行ってください。必要に応じてポートフックを使用してもかまいません。特に指示がなければ、後進離岸または前進離岸のどちらを選択してもかまいません。

6) **着岸**：棧橋等の指定されたところに着岸します。
着岸点または係留設備を指示しますので、着岸点なら操縦席がほぼ真横になるように、係留設備ならその位置で係留できるように着岸してください。必要に応じて後進を使用してもかまいません。船と棧橋の間隔は、ポートフックが届く範囲内とします。また、着岸終了後は引き続き係留作業を行いますので、あらかじめ係留ロープやポートフックを準備しておいてください。特に指示がなければ、右舷着岸または左舷着岸のどちらを選択してもかまいません。

発航前の点検箇所一覧

船体	エンジン
1 船体外板	1 バッテリー
2 船体の安定状態	2 緊急エンジン停止スイッチ
3 浸水の有無	3 メインスイッチ
4 係留ロープの損傷の有無と係留状態	4 燃料油量
5 推進器(プロペラ)	5 燃料コック
	6 燃料ホース
	7 エアベントスクリュー(通気口)
	8 プライマリーポンプ
	9 エンジンオイル
	10 船外機の取付け状態

実技試験実施概要



(注) 実技試験実施概要は一例であり、水域の状況等により試験項目の順序は変わることがあります。

二級小型船舶操縦士(湖川小出力限定)試験の正式名称は、「二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験」です。

問い合わせ先：試験機関ホームページ内「お問い合わせ」または main@jmra.or.jp へ。
ただし、試験問題の内容に関する質問にはお答えすることはできません。